

社員総会規則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人西多摩医師会（以下「本会」という）定款第22条に基づき社員総会（以下「総会」という）に関する開催手続き・運営等について定め、総会の円滑な運営を図ることを目的とする。

（遵守義務）

第2条 議決権を行使し得る正会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の招集の手続等

（招集の手続き）

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- （1）総会の日時及び場所
- （2）総会の目的である事項
- （3）書面によって議決権を行使することができることとする場合はその旨
- （4）前号に掲げる事項を定めた場合、次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- （5）代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数、その他代理人による議決権の行使に関する事項
- （6）次に掲げる事項が総会の目的である事項の時には、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

（招集通知）

第4条 総会の招集通知は、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類、議決権行使書及び出席票その他必要な書類を同封し、定款に定められた日までに通知しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 各総会において議決権を行使し得る正会員は、当該総会の開催を招集した日の会員名簿に登載される正会員とし、それ以降で総会の日の間に入会した者、及び退会した者は含まない。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第6条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な事務局職員等を配置する。
2 議場の開閉は、議長がこれを宣する。

(正会員の出席)

第7条 総会会場に入場できるものは、正会員に限る。
2 総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の掲示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(委任状)

第8条 定款第18条第5項に定める議決権行使の委任は、当法人が指定する委任状をもって行うものとする。
2 委任状には、議決権の行使を委任する正会員が署名・押印しなければならない。
3 委任された正会員が欠席した場合、または議決権の行使を再委任している場合は、前項による委任状であっても無効とする。

(書面による議決権の行使)

第9条 定款第18条第6項に定める書面による議決権の行使を行う場合は、議決権行使書に、議決権を行使する正会員が署名・押印しなければならない。

(議長・副議長及び議事録署名人の選任)

第10条 総会に際しては、出席した正会員の中から、議長・副議長各1名及び議事録署名人2名を選任する。

総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、出席した正会員の中から会長が指名する者を仮議長として選出し、議長が選任されるまでの間、議長の職務を行わせる。

総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、議長並びに仮議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。但し、当該議案を投票により行う場合には、定款施行細則第5章の役員の選任に関する規定を準用する。

(理事・監事の出席)

第11条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第12条 本会の事務局職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事の補助者として、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第4章 総会の議事

(議長の権限)

第13条 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- (1) 正会員として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

(定足数の確認と開会の宣言)

第14条 議長は、開会の予告時刻が到来したときは、正会員の出席者数を確認し、定足数を満たすときは、出席者数を議場に報告し、開会を宣言しなければならない。

- 2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。
- 3 議長は、社員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重要な支障があると認められるときには、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合既に入場している社員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。但し、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(発言の制限等)

第16条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。又、次に掲げる発言に対しては、その発言を制限することができる。
 - (1) 議長の指示に従わない発言
 - (2) 議題に関係しない発言
 - (3) 冗長にわたる発言
 - (4) 重複する発言
 - (5) 総会の品位を汚す発言
 - (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
 - (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第 17 条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関して発言することができない。

(理事等の報告又は説明)

第 18 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名された理事が行う。
- 3 正会員が監事に対し特定の事項について説明を求めたときは、各監事がその説明を行う。但し、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が説明を行うことができる。
- 4 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般社団・財団法人法」という) 第 43 条の規定による正会員の提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。

(一括説明)

第 19 条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第 20 条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは説明を拒否することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 説明をすることにより本会その他の者(当該社員を除く)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (5) 質問が重複する場合
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(修正動議)

第 21 条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。但し、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第 22 条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は、ほかの議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第 23 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなとき

(質疑・討論の打ち切り)

第 24 条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第 25 条 議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。但し、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

- 2 定款第 18 条に定める総会の決議は、原則として挙手によるものとする。但し、議長は、採決の方法について、挙手以外の方法を議場に諮ることができる。
- 3 決議の際には、会場を閉鎖し、各議案における参加者数を、議案毎に確定させる。
- 4 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う
- 5 複数の修正案が提出された場合には、原案から遠いものから順次採決を行う。但し、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 6 修正案の採決においては、書面によって、原案の賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意志が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 7 一般社団・財団法人法第 55 条第 1 項及び第 2 項並びに第 109 条第 2 項に規定する議案が提出されたときには、書面によって行使された議決権については、賛成の意志が表明されたものとして取り扱う。
- 8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関する意見を述べることはできない。
- 9 議長が議決権を有するときは、その議決権採決の結果を確認する直前に行使し、採決の結果に算入することができる。
- 10 議長が議決権を行使して、議案についての賛否が同数になった場合は、過半数に達しないので、その議案は否決される。議長は、重ねて自己の議決権を行使することはできない。

(利害関係)

第 26 条 議長に関わる議案については、自ら議長を務めることはできないものとする。この場合の議長は、副議長が代行するものとする。

- 2 副議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっては、その職務を行うことができる。

(採決結果の宣言)

第 27 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第 28 条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 29 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議し、速やかに正会員に通知しなければならない。但し、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項但書の場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現存員数及び出席者数。但し、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、会長、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名・押印をしなければならない。
 - 3 前項の議事録は、本会の事務局が作成する。

(閉会)

第 31 条 議長は、全ての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事の経過及びその報告)

第 32 条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、定款第 21 条にしたがって、速やかに正会員に通知するものとする。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 33 条 総会の事務局は、総務部担当理事がこれに当る。

(補則)

第 34 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めることができる。

(変更または追加)

第 35 条 本規則の変更または追加は、理事会の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。